

医療法人等の事業税の課税標準額算定における、社会保険診療に係る非課税所得の計算に関する明細の取扱いの変更について

三重県では、平成31年4月1日以後に開始する事業年度より、下記のとおり取り扱いを変更しましたのでお知らせします。

なお、平成31年3月31日以前に開始する事業年度分は従前の取扱いとなりますので、ご注意ください。

【主な変更点】

	項目	平成31年3月31日以前に開始する事業年度	平成31年4月1日以後に開始する事業年度
1	消費税	消費税相当額は全てその他収入に含まない。	いわゆる益税となる消費税差額はその他収入に含む。
2	有価証券売却益	その他収入に含む。	別計算とする。
3	補助金・助成金	施設整備等に対する補助金のうち、圧縮記帳の適用を受けた補助金を除き、その他収入に含む。	国、地方公共団体等からの補助金・助成金は、補助等の目的のため支出した金額を超える額を除き、その他収入に含まない。
4	生命保険金	法人が支払った保険料のうち、資産計上されていた積立保険料を除き、その他収入に含む。	保険金のうち、支払相当額と相殺されたもの又は圧縮損等により収益反映しないものはその他収入に含まない。
5	債務免除益	その他収入に含む。	その他収入に含まない。
6	現金過不足	その他収入に含む。	その他収入に含まない。

注：変更箇所の詳細は、別紙の新旧の明細書記載上の留意点を参考にしてください。

新

社会保険等にかかる医療の所得金額の計算に関する明細書
記載要領

(平成31年 3月28日改正)

平成31年4月1日以後に開始する事業年度より適用

三重県

1 この明細書の用途等

この明細書は、医療法人等が事業税の確定申告書及びこれにかかる修正申告書を提出する場合に添付するものです。(所得金額がマイナスの場合でも添付が必要です。)

ただし、主たる事業所等が他の都道府県にある医療法人等及び法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の規定の適用を受ける医療法人は添付を要しません。この場合、事業税の「所得金額に関する計算書」(6号様式別表6)の「備考」欄にその旨を記載するとともに法人税別表10(6)を提出してください。

平成31年3月31日までに開始する事業年度については、従前の取扱いにより算定してください。

2 省略

3 各欄の記載の仕方

欄	記載の仕方及び留意事項
総所得金額 ①	事業税の「所得金額に関する計算書」(別表5)の「再仮計」欄の金額を記載します。
土地等(有価証券を含む)の譲渡所得金額 ②	所得金額の計算上益金又は損金の額として計算した土地等の資産(償却資産は除く。建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)の譲渡益若しくは売却益又は譲渡損若しくは売却損の額がある場合は、 <u>譲渡にかかる損金の額を控除した後の譲渡所得金額を記載します。</u> なお、土地の譲渡益等について、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)又は租税特別措置法第64条から第66条の2まで(資産の譲渡の場合の特例)の規定により損金の額に算入された金額があるときは、当該損金の額に算入された金額に相当する額を譲渡益から控除してください。 <u>譲渡に係る損金の額には、上記のほか、譲渡のために支払った仲介手数料、測量費、立退料、取り壊しや除去等により生じた費用、その他これらに類する経費が含まれます。</u>
医療事業とその他の事業をあわせて行っている場合の所得の区分 ④、⑤	医療事業とその他の事業をあわせて行っている場合に、両事業を通じて算定した総所得金額(土地等の譲渡所得がある場合その所得金額を控除した後の額)をそれぞれの事業ごとに区分して算定した所得金額を記載します。 この場合、それぞれの事業に区分できる益金又は損金にそれぞれ区分し、区分困難な共通益金又は損金は、それぞれの事業の売上金額等もともと妥当と認められる基準(例えば、売上金額から商品仕入高又は外注費を控除した額、売上総利益の額、専属経費の額等)によって按分します。 なお、医療事業とその他の事業をあわせて行っている場合で、その他の事業が社会通念上医療事業とは別に独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので医療事業の附帯事業として行われていると認められるものにあつては、それぞれの事業ごとに区分計算しないで、医療事業に含めて計算して差し支えありません。

旧

社会保険等にかかる医療の所得金額の計算に関する明細書
記載要領

(平成28年3月改正)

三重県

1 この明細書の用途等

この明細書は、医療法人等が事業税の確定申告書及びこれにかかる修正申告書を提出する場合に添付するものです。(所得金額がマイナスの場合でも添付が必要です。)

ただし、主たる事業所等が他の都道府県にある医療法人等及び法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の規定の適用を受ける医療法人は添付を要しません。この場合、事業税の「所得金額に関する計算書」(6号様式別表5)の「備考」欄にその旨を記載するとともに法人税別表10(6)を提出してください。

2 省略

3 各欄の記載の仕方

欄	記載の仕方及び留意事項
総所得金額 ①	事業税の「所得金額に関する計算書」(別表5)の「再仮計」欄の金額を記載します。
土地等の譲渡所得金額 ②	所得金額の計算上益金又は損金の額として計算した土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)の譲渡益若しくは売却益又は譲渡損若しくは売却損の額がある場合は、土地の譲渡にかかる経費を控除した後の譲渡所得金額を記載します。なお、土地の譲渡益等について、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)又は租税特別措置法第3章第6節(資産の譲渡の場合の特例)の規定により損金の額に算入された金額があるときは、当該損金の額に算入された金額に相当する額を土地の譲渡益から控除してください。 また、土地の譲渡経費には、譲渡した資産の維持管理に要した修繕費、保有期間中の負債の利子等の費用は含まれません。
医療事業とその他の事業をあわせて行っている場合の所得の区分 ④、⑤	医療事業とその他の事業をあわせて行っている場合に、両事業を通じて算定した総所得金額(土地等の譲渡所得がある場合その所得金額を控除した後の額)をそれぞれの事業ごとに区分して算定した所得金額を記載します。 この場合、それぞれの事業に区分できる益金又は損金にそれぞれ区分し、区分困難な共通益金又は損金は、それぞれの事業の売上金額等もともと妥当と認められる基準(例えば、売上金額から商品仕入高又は外注費を控除した額、売上総利益の額、専属経費の額等)によってあ分します。 なお、医療事業とその他の事業をあわせて行っている場合で、その他の事業が社会通念上医療事業とは別に独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので医療事業の附帯事業として行われていると認められるものにあつては、それぞれの事業ごとに区分計算しないで、医療事業に含めて計算して差し支えありません。

新旧対照表

	念上医療事業とは別に独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので医療事業の附帯事業として行われていると認められるものにあつては、それぞれの事業ごとに区分計算しないで、医療事業に含めて計算して差し支えありません。
社会保険等の医療収入金額 ⑥	(ア) の欄の金額を記載します。
医療事業の総収入金 ⑦	(エ) の欄の金額を記載します。
社会保険等にかかる医療の所得金額 ⑧	次により算定してください。 $\text{「⑧」欄} = \text{「⑥」欄} \text{又は} \text{「④」欄の金額} \times \frac{\text{「⑦」欄の金額}}{\text{「⑦」欄の金額}}$ <p>なお、この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときは、これを切上げ(欠損金額の場合は切捨て)てください。</p> <p>また、算定した⑧欄の金額は、「所得金額に関する計算書」(6号様式別表5)の「社会保険等にかかる医療の所得」欄へ記載します。</p>
社会保険等に係る収入金額	<u>地方税法第72条の23第2項(法人事業税の課税標準の算定方法の特例)の規定により、同条第3項各号で規定する社会保険診療に係る給付等について、社会保険関係各法毎に記載します。</u> (1) 保険者から支払いを受けるべき金額 (2) 被保険者が負担する一部負担金及び家族医療費 (3) <u>社会保険診療に係る医療費を、被保険者に代わって市町等から支払いを受けた金額</u> なお、この支払いを受けるべき金額は、労働者災害補償保険法の規定に基づく医療等の給付によって支払いを受けるべき金額は含みません。
その他の収入金額⑨～⑳	当期分の収入金額のうち、社会保険等の医療収入金額以外の収入金額を各科目ごとに記載します。この場合次のことに留意してください。 (1) 法人税の「所得金額に関する明細書」(別表4)で加算又は減算した収入金額は、各科目毎の収入金額にそれぞれ加算又は減算します。 法人税の更正により加算又は減算された収入金額についても同様に計算します。 (2) 記載すべき金額等 (ア) ⑨～⑳欄にそれぞれ該当する項目毎に記載し、記載のない項目は、空欄に追加して記載してください。 (イ) ㉑欄には、当期中に収入した所得税法第174条(内国法人に係る所得税の課税標準)第1号及び第2号の利子等及び配当等の額(所得税及び県民税利子割控除前の額)を記載します。この場合、法人税法第28条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金にされない金額は含みません。 (ウ) 消費税(地方消費税を含む、「以下同じ」)課税事業者で、課税方式を採用している場合に、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より、簡易課税制度を適用した場合の消費税納付額の方が少ない場合、その差額で益金算入される金額はその他収入に含みます。 (エ) 「その他の事業の収入金額」欄は、その他の事業の所得金額を区分計算しないで

社会保険等の医療収入金額 ⑥	(ア) の欄の金額を記載します。
医療事業の総収入金 ⑦	(エ) の欄の金額を記載します。
社会保険等にかかる医療の所得金額 ⑧	次により算定してください。 $\text{「⑧」欄} = \text{「⑥」欄} \text{又は} \text{「④」欄の金額} \times \frac{\text{「⑦」欄の金額}}{\text{「⑦」欄の金額}}$ <p>なお、この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときは、これを切上げ(欠損金額の場合は切捨て)てください。</p> <p>また、算定した⑧欄の金額は、「所得金額に関する計算書」(6号様式別表5)の「社会保険等にかかる医療の所得」欄へ記載します。</p>
社会保険等に係る収入金額	地方税法第72条の23第1項ただし書き(法人事業税の課税標準の算定方法の特例)の社会保険関係法の規定に基づく医療等の給付について支払いを受けるべき次の金額を法律ごとに記載します。 <p>なお、この支払いを受けるべき金額は、労働者災害補償保険法の規定に基づく医療等の給付によって支払いを受けるべき金額には含みません。</p> (1) 保険者から支払いを受けるべき金額 (2) 被保険者が負担する一部負担金(初診料)及び家族医療費に相当する金額
その他の収入金額⑨～㉑	当期分の収入金額のうち、社会保険等の医療収入金額以外の収入金額を各科目ごとに記載します。この場合、次のことに留意してください。 (1) 法人税の「所得金額に関する明細書」(別表4)で加算又は減算した収入金額は、各科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算します。 法人税の更正理由により加算又は減算された収入金額についても同様に計算します。 (2) 記載すべき金額等 (ア) ㉑欄には、学校又は事業所の契約に基づく健康診断、予防接種等の給付により収入すべき金額を記載します。 (イ) ㉒欄には、保険対象外の入院料、差額ベッド収入金額を記載します。 (ウ) ㉓欄には、患者又は付添人等から別途食事代として収入すべき金額(社会保険等の医療収入の部分は含みません。)を記載します。この場合、従業員から、受け入れた食事代収入は含みません。 (エ) ㉔欄には、作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載します。 (オ) ㉕欄には受託医療収入以外で、学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載します。 (カ) ㉖欄には、当期中に収入した所得税法第174条(内国法人に係る所得税の課税標準)第1号及び第2号の利子等及び配当等の額(所得税及び県民税利子割控除前の額)を記載します。この場合、法人税法第28条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金にされない金額は含みません。

新旧対照表

	<p>計算する場合のみその他の事業の純売上高を記載します。</p> <p>(3) 消費税課税事業者で、税込経理方式を適用している医療法人の「その他の収入金額」欄及び「その他の事業の収入金額」欄に記入する金額は、消費税相当額を控除した金額を記入してください。</p>
--	--

4 その他の収入に含まない収入金額

受取配当金	受取配当金のうち、法人税法第23条（受取配当金等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額。
経費の戻入等	<p>① 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 (例) 貸倒引当金戻入額、退職給付金引当金戻入額</p> <p>② 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 (例1) 租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含めます。） (例2) 償却資産の売却益（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含まれます。）</p> <p>③ 従業員の福利厚生として経費にあてるため従業員から徴収している収入 (例1) 従業員から徴収した、社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 (例2) 従業員のために設けた保育施設の使用料</p>
消費税	<p>① 税込経理を選択している場合（免税事業者は除く）、収入金額に含まれる消費税相当額。</p> <p>② 還付消費税</p>
その他	「その他の収入金額に含めるもの」及び「その他の収入金額に含めないもの」については、4～5頁の記載上の留意点を参照して下さい。

	<p>(キ) ⑩欄には、委託手数料も含めた金額（NTT等からの請求書には電話料金と委託手数料を相殺して請求書を出しています）を記載します。</p> <p>(ク) その他、自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額として収入すべき金額、及び看護士養成施設運営補助金、高齢者多数雇用奨励金、雇用開発助成金、救急助成金（救急医療対策推進費等に係る国及び地方公共団体から交付される補助金、協力金）等の各種補助金も「その他の収入金額」に記載します。</p> <p>(ケ) 「その他の事業の収入金額」欄は、その他の事業の所得金額を区分計算しないで計算する場合のみその他の事業の純売上高を記載します。</p> <p>(3) 消費税の課税取引に係る経理処理について税込経理方式を適用している医療法人（消費税の免税業者を除く）の「その他の収入金額」欄及び「その他の事業の収入金額」欄に記入する金額は、消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入してください。</p>
--	--

4 その他の収入に含まない収入金額

受取配当金	受取配当金のうち、法人税法第23条（受取配当金等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額。
経費の戻入等	<p>① 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 (例) 貸倒引当金戻入額、退職給付金引当金戻入額</p> <p>② 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 (例1) 租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含めます。） (例2) 償却資産の売却益（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含まれます。）</p> <p>③ 従業員の福利厚生として経費にあてるため従業員から徴収している収入 (例1) 従業員から徴収した、社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 (例2) 従業員のために設けた保育施設の使用料</p>
消費税	消費税の課税取引にかかる経理処理について税抜経理方式を適用している場合で、簡易課税制度の適用がある場合の雑入金として計上された消費税相当額。
その他	「その他の収入金額に含めるもの」及び「その他の収入金額に含めないもの」については、4～5頁の記載上の留意点を参照して下さい。

新

「社会保険等にかかる医療の所得金額の計算に関する明細書」の記載上の留意点(三重県)
 総収入金額の区分は、この表により(A)社会保険分の医療収入(B)その他の収入(C)その他の収入に含まない(D)別計算分に区分して計算してください。なお、注書きにより例外がありますのでご注意ください。

平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用

収入科目	社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入を含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
1 社会保険分の医療収入	○			
2 介護保険収入	○(注1)	○(注1)		
3 障害者自立支援医療費	○(注2)			
4 窓口現金収入	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
5 家族療養費	○(注3)			
6 公費負担分	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
7 保険等査定増減	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
8 労働者災害補償保険医療収入		○		
9 自動車損害賠償責任保険収入		○		
10 公費診療収入		○		
11 自費診療収入		○		
12 入院料、ベッド代差額収入		○		
13 健康診断受託医療収入		○		
14 医療相談収入		○		
15 利子補給金、事務取扱手数料		○		
16 付添人食事代収入		○		
17 診断書等証明収入		○		
18 生産品等販売収入		○		
19 受託技工、検査料等収入		○		
20 嘱託医収入		○		
21 受取利息配当金		○		
22 電気、ガス、テレビ、寝具等使用料		○		
23 不用品売却収入		○		
24 有価証券売却益				○
25 看護学校収入		○		
26 従業員給食収入			○	
27 院内保育の保育料収入			○(従業員使用分)	
28 社宅・寮・駐車場使用料収入		○(役員使用分)	○(従業員使用分)	
29 企業年金払戻金			○	
30 仕入れ値引			○	
31 自動販売機収入		○		
32 歯ブラシ・おむつ等販売収入		○		
33 印紙等販売収入		○		
34 販売手数料		○		
35 各種補助金・委託料			○(注4)	
36 業務の対価となる助成金等		○(注5)		
37 各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
38 満期保険金・解約返戻金		○ 運用益部分のみ	○	
39 保険等の配当金		○		
40 生命保険金 損害保険金		○(注6)	○(注7) 支払増当額と相殺されたもの又は戻額 損差により取戻反しないもの	
41 償却資産売却益		○	○ 取得価格を超える部分のみ	

旧

「社会保険等にかかる医療の所得金額の計算に関する明細書」の記載上の留意点(三重県)
 総収入金額の区分は、この表により(A)社会保険分の医療収入(B)その他の収入(C)その他の収入に含まない(D)別計算分に区分して計算してください。なお、注書きにより例外がありますのでご注意ください。
 記載されていない収入科目については、この一覧表に準じて計上してください。

平成31年3月31日以前に開始する事業年度に適用

収入科目	社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入を含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
1 社会保険分の医療収入	○			
2 介護保険収入	○(注1)	○(注1)		
3 窓口現金収入	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
4 家族療養費	○(注2)			
5 公費負担分	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
6 保険等査定増減	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
7 労働者災害補償保険医療収入		○		
8 自動車損害賠償責任保険収入		○		
9 公費診療収入		○		
10 自費診療収入		○		
11 入院料、ベッド代差額収入		○		
12 健康診断受託医療収入		○		
13 医療相談収入		○		
14 利子補給金、事務取扱手数料		○		
15 付添人食事代収入		○		
16 診断書等証明収入		○		
17 生産品等販売収入		○		
18 受託技工、検査料等収入		○		
19 嘱託医収入		○		
20 受取利息配当金		○		
21 電気、ガス、テレビ、寝具等使用料		○		
22 不用品売却収入		○		
23 有価証券売却益				○
24 看護学校収入		○		
25 従業員給食収入			○	
26 院内保育の保育料収入			○(従業員使用分)	
27 社宅・寮・駐車場使用料収入		○(役員使用分)	○(従業員使用分)	
28 企業年金払戻金			○(注3)	
29 仕入れ値引			○	
30 自動販売機収入		○		
31 ハブラシ・おむつ等販売収入		○		
32 印紙等販売収入			○(注4)	
33 販売手数料		○		
34 各種補助金・委託料		○(注5)	○(注6)	
35 救急医療協力金		○		
36 各種祝金・協力金等		○		
37 満期保険金		○(注7)		
38 保険解約返戻金			○(注8)	
39 保険等の配当金		○		
40 生命保険金		○(注9)		

新旧対照表

42	施設等利用料		○		
43	土地譲渡益等				○
44	その他事業に係る所得		○(軽微なもの)		○
45	各種引当金・準備金の繰戻額			○	
46	租税還付金			○	
47	還付加算金		○		
48	消費税			○(注8)	
49	剰余分配金(医師会の保険割戻金など)			○	
50	債務免除益			○	
51	現金過不足			○	

(注1)介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち地方税法第72条の23第3項で定める社会保険医療収入に限ります。
詳しくは別添資料「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」を参照してください。

(注2)障害者療養介護医療費、児童福祉法における肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費を含みます。

(注3)保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

(注4)国又は地方公共団体(これらに準ずる公益法人等の公的機関を含む)から収入した、施設整備に対する補助金・雇用調整助成金・借入れに対する助成金等が該当します。但し、補助等の目的のために支出した金額を超える部分は「その他収入」に含まれます。

(注5)医療保険業に対する業務の対価として支払われる救急医療協力金等が該当します。

(注6)減失した資産の取得価格を上回る金額、修理費用の実費相当額を超える金額、休業補償、所得補償等の保険金は「その他の収入」に含まれます。

(注7)「支払相当額と相殺されたもの」とは、賠償保険金等のうち、事故当事者又はその親族へ支払った金額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法上損金算入が認められる収入金額をいいます。

(注8)消費税(地方消費税含む「以下同じ」)課税事業者で、税込会計方式を採用している場合、収入金額に含まれる消費税相当額はその他収入に含まれません。但し、税抜き経理方式を採用し、簡易課税制度の適用がある場合で、益金として計上した消費税差額はその他収入に含まれます。

(その他)この表は一般的な項目について記載したものであり、記載されていない収入金額については、この表に準じて計上してください。

41	物に係る損害保険金				○(注10)
42	人に対する傷害賠償保険		○(注11)		
43	償却資産売却益				○(注12)
44	施設等利用料		○		
45	土地譲渡益等				○(注13)
46	その他事業に係る所得		○(軽微なもの)		○
47	各種引当金・準備金の繰戻額			○	
48	租税還付金			○	
49	還付加算金		○		
50	消費税			○(注14)	
51	剰余分配金(医師会の保険割戻金など)			○	
52	債務免除益		○		
53	現金過不足		○		
54	障害者自立支援医療費	○(注15)			

(注1)介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち地方税法第72条の23で定める社会保険医療収入に限ります。
詳しくは別添資料「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」を参照してください。

(注2)保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

(注3)ただし法人税で益金とされる金額は「その他の収入」に含まれます。

(注4)ただし販売差益が生じるものは「その他の収入」に含まれます。

(注5)医療保険業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当が含まれるほか雇用助成金、借入れ助成金等が該当します。

(注6)施設整備等に対する助成で法人税法第42条の規定による圧縮記帳の適用を受けた補助金等の額が該当します。

(注7)満期返戻金の額から保険契約期間中に法人が支払った保険料のうち資産計上されていた積立保険料相当額を控除した額は「その他の収入」に含まれます。

(注8)ただし契約者配当や運用益等が含まれている場合は、当該部分のみその他収入に含まれます。

(注9)ただし、生命保険金の額から保険契約期間中に法人が支払った保険料のうち資産計上されていた積立保険料相当額は「その他の収入」に含まれません。

(注10)減失した資産の取得価格を上回る金額については「その他の収入」に含まれます。

(注11)休業補償も同様の扱いです。積立型保険の場合には資産計上されていた額を控除した額とします。

(注12)ただし取得価額を超える部分は「その他の収入」に含まれます。

(注13)法人税法第50条(交換取得した資産の圧縮額の損金算入)の規定及び租税特別措置法第64条から第66条(資産の譲渡の場合の課税の特例)の規定を適用した場合には適用後の所得金額

(注14)消費税(地方消費税含む)の課税事業者で税込会計方式を適用している医療法人等は、消費税及び地方消費税相当額はその他収入に含まれません。また、税抜き経理方式を適用している場合で簡易課税制度の適用がある場合の雑入金として計上された消費税及び地方消費税相当額もその他収入に含まれません。

(注15)障害者療養介護医療費、児童福祉法における肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費も同様の扱いです。

(その他)「その他収入に含まない(C)」ものについては限定して列挙しているものであり、それ以外のものは「社会保険分の医療収入(A)」、「その他収入に含む(B)」、「別計算(D)」となります。